

藤沢市ふじさわ宿交流館条例の制定について
藤沢市ふじさわ宿交流館条例を次のように定める。

2015年(平成27年)6月4日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市ふじさわ宿交流館条例

(目的及び設置)

第1条 市民に旧東海道藤沢宿の歴史、文化等と触れ合う場を提供するとともに、地域の人及び当地を訪れる人の交流の推進を図ることにより、市民の文化の振興に寄与し、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化及びにぎわいの創出に資することを目的として、藤沢市ふじさわ宿交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 交流館の位置は、藤沢市西富一丁目3番3号とする。

(利用施設)

第3条 交流館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホール
- (2) 郷土資料展示室
- (3) 会議室 1
- (4) 会議室 2
- (5) 広場

(休館日等)

第4条 交流館の休館日及び供用時間は、規則で定める。

(事業)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、交流館において次に掲げる事業を

行う。

- (1) 旧東海道藤沢宿の歴史，文化等の資料の展示
- (2) 多目的ホール，広場等の施設を利用した催し
- (3) 旧東海道藤沢宿及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか，交流館の設置目的を効果的に達成するために市長が必要であると認める事業

(使用の範囲)

第6条 市長は，交流館において市又は教育委員会が実施する事業に支障のない限りにおいて，会議室1及び会議室2（以下これらを「会議室」という。）を使用させることができる。

(使用の許可等)

第7条 会議室を使用しようとするものは，規則で定めるところにより市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は，前項の規定により申請したものが，次の各号のいずれかに該当するときは，前項の許可（以下「使用許可」という。）をしないものとする。

- (1) 交流館における秩序を乱し，又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その使用が営利を目的としたものであると認めるとき。
- (3) 交流館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか，市長が交流館の管理上支障があると認めるとき。

3 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は，使用許可を受けた目的以外に会議室を使用し，又はその使用の権利を他人に譲渡し，若しくは転貸してはならない。

4 市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可を取り消し，又はその使用を停止し，若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。
- (3) 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(使用料)

第8条 使用者は，使用許可を受けると同時に，次の使用料を支払わなければならない。

会議室 1 2時間 100円

会議室 2 2時間 100円

(使用料の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既払いの使用料の不還付)

第10条 既払いの使用料は、返還しない。ただし、市長が規則に定める場合に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 交流館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 会議室の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第5条第2号から第4号までに掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第13条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(入館等の制限)

第14条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を拒み、又は退館させることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市ふじさわ宿交流館の供用を開始する必要による。